

※県教育委員会事務局による要約

教員への提言

- 教員自身の感性を磨くこと
- いじめの構図や成り立ち、いじめを起こさない集団づくりや発見法等の研修、研鑽を積むこと
- 一人で悩むことのない職場づくり
- 教員間のシステムとしての意思伝達や情報共有の工夫
- 教員間の経験の交流
- 共同担任体制
- 仕事に充実感が味わえるような工夫

学校への提言

- 仕事の「選択と集中」による教員の多忙の改善
- 教育相談機会の工夫
- 思春期特性（心性）を理解すること
- 学級集団づくりや生徒会活動など、生徒の学校参加
- 学校支援地域本部の設置など、地域の学校参加
- 学校づくりの全体構想の中に、「いじめ克服」という大テーマを位置づけること

教育委員会への提言

- 教育委員会事務局が執行する事柄を監査する外部機関の設置等
- 遠慮やなれ合いの関係でない、しっかりと丁寧な学校への指導助言
- 非正規教員という不安定な条件のできる限りの縮小、特別支援教育担当サポーターの常勤配置等
- 学校規模の適正化
- 教員の多忙の解消
- 生徒理解・集団づくり等のための全教員研修の実施

スクールカウンセラーの運用の在り方

- スクールカウンセラーの外部性の強化、公正中立独立の維持
- 各校への配置にあたっての選任過程の可視化
- 臨床心理士に加えて、スクールソーシャルワーカーの配置

危機対応

- 学校の危機対応
- 学校問題支援チームの設置や弁護士等の専門家の配置等、教育委員会の危機対応
- いじめられた子ども、加害者、同級生、被害者遺族へのケア

将来に向けての課題

- 二重三重の救済システムの整備
・弁護士の活用（スクールロイヤーの制度化）
・学校外に子どもが救済を求めることができる第三者機関の創設
- 事後の事実解明のための第三者委員会の在り方